岡山市中心市街地活性化事業共催及び後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体等(以下「団体」という。)が実施する中心市街地の活性化に関する事業又は行事(以下「事業等」という。)を特に奨励すべき事業として岡山市(以下「市」という。)が共催又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 共催 団体が主催する事業に対して、市がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、事業計画段階から主体となって共同で事業を行うことをいう。
 - (2) 後援 団体が主催する事業に対して、市がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(共催及び後援の名義)

第3条 市長が共催又は後援(以下「後援等」という。) について使用を承認する名義は, 「岡山市」とする。

(対象団体等)

- 第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
 - (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
 - (3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
 - (4) その他次の要件のいずれをも満たす団体
 - ア 主催者の存在,所在地が明確であること。
 - イ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意思及び能力が十分にあると認められ

ること。

(共催及び後援の基準)

- 第5条 後援等する事業は、その目的及び内容が中心市街地の活性化に寄与するもので、 次の要件を満たしているものでなければならない。
 - (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。
 - (2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数が相当程度見込まれるもの。ただし、公的な団体が実施する又は中心市街地の活性化に特に寄与すると認められる事業等についてはこの限りでない。
 - (3) 市内の中心市街地内の会場において開催され、中心市街地の活性化に向けて、以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 歩いて楽しいまちなかの魅力と賑わいづくりに寄与すると認められるもの。
 - イ 賑わいにつながる回遊性の向上に寄与すると認められるもの。
 - (4) 入場料等を徴収する事業にあっては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を承認しない。
 - (1) 政治団体,宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業
 - (2) 事業等が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
 - (3) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を主たる目的とする事業
 - (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、市長が特に認めたものはこの限りではない。
 - (5) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。
 - (6) 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。

(申請)

第6条 後援等を受けようとする団体等(以下「申請団体」という。)の代表者は、事業等

開催日の20日前までに共催後援名義使用申請書(様式第1号)を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項に定める申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類
 - (2) 申請団体の活動実績を明らかにする書類
 - (3) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類
 - (4) 事業の収支予算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる書類について、既に保有している場合又は申請団体がそれぞれ当該各号に掲げる団体である場合は、その提出を省略させることができる。
 - (1) 前項第1号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体又は同条第2号から第4号 までに掲げる団体であって、当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体
 - (2) 前項第2号に掲げる書類 第4条第1号から同条第3号に掲げる団体又は当該書 類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体
 - (3) 前項第4号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体 (承認)
- 第7条 市長は、後援等を承認した場合は、申請団体の代表者に共催後援承認通知書(様式第2号)により通知する。

(条件)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付すことができる。

(事業中止等の届出)

第9条 主催者は、後援等の承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(後援等の取消し等)

第10条 市長は、後援等の承認後に、第5条第2項の規定に該当する事実が認められた とき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援等を取消すものとする。 2 事業実施後に第5条第2項の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当 な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとす る。

(報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請団体に対し、事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業等の後援等の取扱いに関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

□共催 名義使用申請書 □後援

年 月 日

岡山市長様

団 体 名

所 在 地

代表者 職・氏名

□ 共催

下記のとおり事業を実施するにあたり、岡山市の 口 後援 名義の使用を申請します。

THE PENSON PROPERTY	(大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)
事業名	
日時	
場所	
料金	
問い合わせ先	団体名 TEL
主催者ホームページ	http://
事務責任者	住所 〒 氏名 TEL FAX e-mail
他の主催・共催・後援等 (予定を含む)	主催: 共催: 後援: 協賛:
岡山市の後援名義の 使用を申請する理由	
事業の対象者	(入場者見込: 人)
過去の実績	□前回の名義使用申請(年 月 日) □初めて申請する
【申請時に提出していただく資料】	

- □開催要領 □収支予算書 □団体規約 □役員名簿(役職・氏名のみで結構です)
- 口前年又は過去の活動状況を示す資料(チラシ・実績報告書(決算書含む)・新聞記事など)
- ※ 申請の際には必ず全ての資料を添付してください(添付されていない場合、申請を受け付けないことがあります)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

岡山市長

共催後援承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記事業の 共催・後援 について、 共催・後援 名義の使用を承認します。

記

- 1 事業名称
- 2 主 催
- 3 開催場所
- 4 後援名義 岡山市
- 5 名義使用期限
- 6 注意事項